

## 第2期香川県再犯防止推進計画（素案）について

### 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 青少年育成グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3207/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和7年12月26日から令和8年1月26日までの1か月間、第2期香川県再犯防止推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1団体から1件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

このご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
団体	1件	特性に応じた効果的な支援に関すること	1件
合計	1件	合計	1件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
特性に応じた効果的な支援に関すること	
罪を犯してしまった方の中には、発達や愛着の課題（或いは障害）を有している方も相当数存在するものと考えます。 そういった方への支援や指導は、定められた刑期のみで完了させることは難しく、社会復帰後の、地域の方や身近な支援者の協力を得ることで、達成できると考えます。 今回の計画に、そのような方々に対する支援や理解、包摂、共生についての言及がより強く加えられれば、更に充実した計画になるのではないかと考えます。	ご意見のとおり、犯罪をした者等の特性や人物像に応じた適切な支援が重要であると認識しております。 本計画では、「高齢者又は障害のある者等への支援」（16～18頁）、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」（27～30頁）、それらの実効性確保のための「地域による包摂の推進」（34～36頁）について記載しており、ご指摘の視点についても盛り込んでいますが、いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。